

国民年金保険料の学生納付特例の申請について

所得の少ない学生が申請し承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予(先送り)される制度です。
 保険料の納付が猶予されている期間は・・・

- 病気やけがで障害が残ったときも年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「受給資格期間」に算入されます。

	老齢基礎年金		* 障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への算入	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

* 障害・遺族基礎年金を受け取るためには、一定の条件があります。

申請時の注意点

- ・年度ごとに申請書の提出が必要です。
- ・過去の所得で審査します。
 申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。
 (所得の目安) 128万円(令和2年度以前は118万円) + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等
- ・学生証または、在学証明書が必要です。
 学生証はコピーでも申請が可能ですが、在学証明書は原本が必要です。
 1枚の申請書で免除申請ができる期間は、4月から翌年3月までの1年度分です。複数年度(2年1か月前までの期間について遡ることができます。)の申請を希望される場合は、年度ごとの申請書の提出が必要です。
- ・対象になる方は、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が、1年以上の課程)に在学する学生等です。
- ・令和4年5月より、マイナポータルからマイナンバーカードを利用して、学生納付特例申請の電子申請が可能となりました。電子申請にはマイナポータルの開設が必要です。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

操作マニュアル



国民年金電子申請リーフレット



電子申請について



保険料の追納について 学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。
 学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

☎ 役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182



マイナンバーカード専用 夜間・休日窓口を開設します

完全
予約制

仕事や通学などで平日の日中に役場へ来られない方のために、マイナンバーカード専用の夜間・休日窓口を開設します。

マイナンバーカードの交付、マイナポイントの申し込みのほか券面事項、電子証明書の更新手続き等、マイナンバーカードに係る手続きであれば行うことができます。

また、申請に必要な写真を無料で撮影するなどの「申請書作成サポート」を併せて実施します。(住民生活課、地域住民課のみ)

なお、住所異動届、諸証明の発行、印鑑登録等の手続きはできませんのでご注意ください。

開設場所	5月の開設日		予約先
日高総合支所地域住民課 (申請書作成サポートあり)	夜間	16日(火)、30日(火)	日高総合支所地域住民課 ☎01457-6-2001 ※2開庁日前まで受付
	休日	28日(日)	
役場住民生活課 (申請書作成サポートあり)	夜間	16日(火)、30日(火)	役場住民生活課 ☎01456-2-6182 ※2開庁日前まで受付
	休日	28日(日)	
水・くらしサービスセンター	夜間	16日(火)、19日(金)、23日(火)、 26日(金)、30日(火)	
	休日	14日(日)、28日(日)	
厚賀出張所	夜間	23日(火)	
	休日	28日(日)	

夜間窓口(要予約) 午後5時15分～午後7時30分

※予約締切日 火曜日実施→前週金曜日、金曜日実施→水曜日

休日窓口(要予約) 午前9時00分～午後1時00分

※予約締切日 日曜日実施→前週木曜日

- ・予約の申込がない日は夜間・休日窓口の開設を行いません。
- ・5月末は混雑が予想されます。余裕をもって早めにお申し込みください。



マイナンバーカードの受け取りを忘れていませんか？

「マイナンバーカードの申請はしたのに、まだ受け取っていない」という方はいませんか？

あなたのマイナンバーカードを町でお預かりしたままかもしれません。はがきを紛失した場合や、はがきに記載してある受取期限を過ぎている場合も、マイナンバーカードは保管していますので受け取ることができます。

ぜひ、受け取りにお越しくください。受け取りの際に、マイナポイント申込等のお手続きもあわせてどうぞ！

※マイナンバーカードの受け取りに来庁される前に役場住民生活課(☎01456-2-6182)までお問い合わせください。

マイナンバーカード用電子証明書の発行等業務を停止します

5月1日(月)、2日(火)はシステムメンテナンスに伴いマイナンバーカードの住所変更や氏変更、電子証明書発行、失効及び更新手続き等の業務ができません。

ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

🗨 役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182